

エゾシカ・アライグマ・トド・アザラシ等の駆除に関する要望意見書

上記について、稚内市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年6月24日 提出

提出者

議員	伊藤正志
	鈴木利行
	吉田大輔
	松本勝利
	佐藤由加里
	千葉一幸

エゾシカ・アライグマ・トド・アザラシ等の駆除に関する要望意見書

エゾシカ被害は、捕獲に対する様々な取り組みが実践されていますが、その取り組みとは裏腹に被害は拡大する一方であり、より深刻さを極めております。

最近では、人身事故はもとより、牧草新芽の食害、冬季間の立木の樹皮食害による森林の立ち枯れ、又、住宅地への進入による家庭菜園、花壇の食害、公園や学校の運動場等の糞害による不衛生など、被害の拡大は市民生活に多大な迷惑を与えていて、これに対する市民の自助努力の限界を超えているのが実態です。

加えてここ数年、アライグマの繁殖が目に見えて増えており、家庭菜園の食害や倉庫等の備蓄品への被害も拡大しております。

さらに、海においては、トド、アザラシが通年滞在する傾向にあり、たこ、さけ、かれい等の食害による漁業被害、又、漁具被害は拡大するばかりです。

以上のとおり、本市の基幹産業である農林水産業は将来に向けて危機的状況に置かれており、一方、市民生活の「ささやかな」楽しみ、街の「うるおい」を無残に荒らす現状は、もはや我慢の限界であり、これらの駆除について、早急に広域的な取り組みを強化すべきと考えます。

よって、国及び北海道におかれましては、下記の事項を実現するよう強く要望いたします。

記

1. エゾシカに関しては、個体数の減少に向け更なる駆除強化に努めること。
2. アライグマに関しては、国及び北海道は、稚内市と連携を図り、防除に協力すること。
3. トドに関しては、駆除など漁業被害防止対策への支援の充実・強化を進めること。
4. アザラシに関しては、北海道アザラシ管理計画（第3期）に基づき漁業被害の軽減に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

稚内市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、北海道知事